

## 令和4年度予算編成方針

内閣府が公表した令和3年9月の月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、ワクチン接種が進む中で持ち直しの動きが期待される。一方で、今後の感染拡大等による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」とされている。また、去る6月18日には、「経済財政運営と改革の基本方針2021 日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環に向けた取組等を進めるとともに、国内外の変化をこれまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスとして捉え、ポストコロナの持続的な成長基盤を作ることとされている。

そうした中、国の令和4年度予算は、各省庁が8月末に行った概算要求では、総額が111兆円台と4年連続で過去最大を更新しており、また、新型コロナウイルス感染症対策関係経費は要求段階では金額を示されておらず、今後の実質的な予算額はさらに膨らむことが見込まれ、年末に決定される当初予算案は過去最大だった令和3年度を大きく上回る巨額の規模となる可能性が高くなっている。また、地方財政収支については、国の歳出改革の取組と歩調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和3年度の地方財政計画を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされており、今後の衆議院議員選挙の状況や国の予算編成動向等を注視していく必要がある。

このように、国・県の予算編成等が明らかでない現段階において、本市の財政運営について、的確な見通しを立てることは極めて困難である。しかしながら、歳入面では、その基幹を占める地方交付税の増額は見込めず、さらに、市税等についても新型コロナウイルス感染症の影響等により増収は見込めないことから、今後の財源不足は明らかであり、新年度の予算編成に際しては、これまで以上に厳しい状況に陥ることが想定される。

一方、歳出面では、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、令和2年度の一般会計決算額は約287億円で、過去に例をみない大きな規模となっており、今後、予算規模の抑制を図っていくことが必要不可欠である。また、依然として財政構造の硬直化も進んでおり、加えて、近年では将来負担の増加や基金残高の減少が顕著であり、財政状況の悪化が大いに懸念される。このまま推移すれば、近い将来、財政運営が行き詰まる危険性もあり、「持続可能な財政運営の確立」に向けて、行財政改革の推進や抜本的な歳出見直しが求められている。

こうした厳しい中であっても、「井原市第7次総合計画」や「第2期元気いばらまち・ひと・しごと創生 総合戦略」等に掲げる各種施策を着実に推進するとともに、「ウィズコロナ」を意識した事業展開を行うなど、新たな視点・発想で、多様な主体との協働により、「将来を見据えた元気なまちづくり」を進めていく必要がある。

以上を踏まえ、令和4年度の予算編成については、国の改革方針とも協調し、「令和新時代の財政改革」の2年目として、引き続き、「財政運営のスリム化」を図るとともに、市民ニーズにも配慮しながら、職員一人ひとりが当事者意識や責任感を持って、効率的・効果的な予算編成に臨むものとする。

具体的な編成方針としては、国・県の予算の動向や社会・経済情勢の変化等の的確かつ機動的に対応しつつ、各部署間の連携を徹底し、事務事業のゼロベースでの見直しや優先順位の厳しい選択を行うなど、「将来にわたり持続可能な財政運営」の確立に向けて、予算規模の抑制と予算配分の重点化・効率化を図ることを基本とする。

特に、予算要求に際しては、厳しい収支見通しを踏まえて、一部経費を除き、経常経費全般について「前年度対比3%削減」を基本（上限）とする。

なお、令和4年度の「基本方針」「重点事項」は、下記のとおりとする。

#### 《令和4年度予算編成の「基本方針」と「重点事項」》

**基本方針** ⇒ 「令和新時代の財政改革」の継続・進化 ～持続可能な財政運営の確立～

●行財政のスリム化 ●ゼロベースでの事業見直し ●職員の意識改革と連携

**重点事項** ⇒ 「井原市第7次総合計画 前期基本計画」の総仕上げに当たり、

元気な地域づくり、本物の魅力発信、暮らしの質の向上を目指す。

★未来を担うひとづくり

★雇用の場の創出と足腰の強い地場産業の育成

★新しい人の流れの創出とつながりの創造

★安心して子どもを産み育てられる環境づくり

★魅力的で住みよい地域づくり

## 【予算要求に当たっての留意点】

### 1 全般的事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対応等に係る国・県の予算動向等も的確に把握し、各部署間の連携を十分に図った上で、機動的・効果的な施策・事業展開を行うこと。特に、厳しい収支見通しを踏まえて、事務事業全般の見直しを徹底し、予算規模の抑制と予算配分の重点化を図ること。

なお、令和3年度予算において休止・縮小した事務事業については、単に元に戻すことなく、この機に、そのあり方等について十分に精査すること。

(2) 年間を通じた総計予算を編成するため、予想される全ての歳入及び歳出について確実に見積るとともに、直近の予算執行状況、決算状況を的確に反映し費用対効果の検証を行うなど、限られた財源を有効に活用しながら、最少の経費で最大の効果が得られるよう、職員一丸となって工夫を図ること。

(3) 市民等への説明責任の重要性、必要性に鑑み、その施策・事業の法的根拠や目的、市の上位計画との整合性等を再認識し、新たな視点での課題解決や職員の意識改革を積極的に推進するとともに、市民ニーズを十分に踏まえ、単に前例踏襲ではなく、市民目線での施策・事業展開を図ること。

### 2 歳入に関する事項

(1) 市税については、歳入の基幹をなすものであることを十分に認識し、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う今後の経済動向や国の税制改正等を勘案して確実な収入見込額を見積ること。

(2) 国・県支出金については、情報共有を図り、一層の財源確保を図ること。

特に、新型コロナウイルス感染症対応関係や国の制度改正、補正予算等に係るものについては、積極的な情報収集に努め、的確に対応すること。

(3) 分担金・負担金及び使用料・手数料については、事業の性格、受益の程度等を考慮し、負担の適正化を図ること。

(4) 市債については、後年度の市債償還が財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、安易に頼ることなく発行抑制に努めるとともに、地方交付税措置のある条件の良い市債の確保に努めること。

(5) その他、新たな財源としてクラウドファンディングや企業版ふるさと納税等の活用についても積極的に検討すること。また、特定目的基金については、基金残高も考慮しつつ、設置目的に沿った事業への効果的な活用を図ること。

### 3 歳出に関する事項

- (1) 先述のとおり、人件費・公債費及び主要プロジェクト等の一部臨時経費を除き、経常経費全般について「前年度対比3%削減」を要求上限額とする。  
については、全ての事務事業について、費用対効果等の分析・検証を行い、その必要性、効率性や実施時期等について、ゼロベースでの見直しを徹底し、歳出全体の整理合理化を図り、歳出規模の抑制を図ること。
- (2) 全ての施策・事業について、「事業評価結果」に従い、改善や工夫を行うとともに、有利な特定財源の確保に努め、一般財源の充当を抑制すること。  
なお、新規・臨時事業を計上する際には、必ず既存事業も見直すこととし、特定財源が見込めないものは、原則、実施不可とする。
- (3) 関係者等との合意・調整をはじめ、制度の設計協議等を十分に行った上で事業を進めることとし、調整中の段階での予算要求は決して行わないこと。  
上記について、予算要求締切後の追加・差替等は認めない。
- (4) 公共施設の修繕等については、「公共施設等総合管理計画」の見直し方針や「用途別施設計画」の策定動向を踏まえ、計画的・効率的に実施すること。
- (5) 物件費の一部（需用費）については、昨年度に引き続き部局単位に枠配分を行うので、部局内で十分な調整を図ること。
- (6) 補助金等については、官と民の役割分担や行財政のスリム化等を図る観点から、要綱改正を含めて見直しを行うとともに、新たに補助制度を創設する場合には、必ず交付要綱を策定し、その中で終期設定を行うこと。

### 4 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計についても、受益者負担の適正化や歳出全体の徹底した見直しや予算配分の効率化を行うなど、一般会計と協調し財政運営の合理化を図ること。特に、経営の基本原則である独立採算を念頭に、安易に一般会計の繰入に頼ることなく、財源の確保に努めること。

また、経営戦略等に基づく抜本的な改革や経営健全化を推進すること。

さらには、財政健全化法に基づき、全会計を連結し自治体財政の状況を判断することから、各会計の経営悪化が市全体に及ぼす影響も十分に認識し、自立的な財政運営の確立や経営の見える化に向けた取組を強化すること。